

制度
改定

年金払特約付こども特約付団体定期保険

【現行制度：グループ保険、アルファ】

東北電力企業グループ保険 **ライフ**

〈死亡と高度障害のリスクに備える保障〉

2022年1月1日よりグループ保険とアルファを統合し
新制度が発足します！

現行の制度（～2021.12.31）

東北電力企業
グループ保険

+

遺族長期支援保険
アルファ



新制度（2022.1.1～）

東北電力企業
グループ保険
ライフ

現行制度の特長を融合した
より魅力ある制度として**リニューアル**！

新制度

ライフのポイント

ポイント **1** 複雑だったコース設定が**シンプル**に！

グループ保険とアルファで合計156通りあった組み合わせを、分かりやすく16種類に整理しました。

ポイント **2** 支所別加入制限がなく、**全員加入可能**！

東北電力生協の組合員であればどなたでもご加入いただけます。

※新規加入・増額にあたっては別途告知内容をご確認ください。

ポイント **3** 継続年齢を75歳から**80歳**に延長！

長生きリスクに備え、退職後もより長く安心が続く制度になりました。

※ただし76歳以降は保険金額の上限が300万円となります。

ポイント **4** 選べる保険金受取方法でご家族に**安心**を

- ① 全額一時金
- ② 全額年金（分割給付金）
- ③ 一時金＋年金（分割給付金）

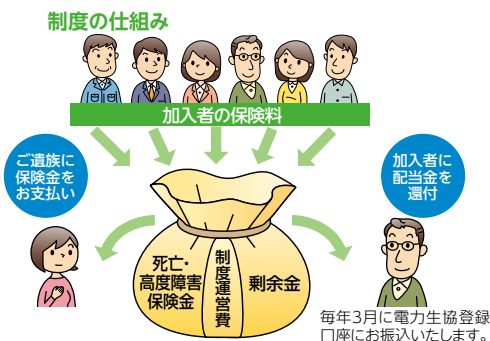
例) 保険金額3,000万円(10コース)の場合

- ① 全額一時金受取 3,000万円
- ② 全額年金受取 年金原資3,000万円 (月額約13.5万円×20年)
- ③ { 一時金受取 1,000万円
年金受取(分割給付金) 年金原資2,000万円 (月額約11.7万円×15年)

上記は受取方法の一例です。一定の条件のもと請求時に一時金または2年～30年以内で選択できます。

ポイント **5** 配当金還付で保険料の実質的な負担が**軽減**に

ライフは1年ごとに収支計算を行い、剰余金が生じた場合には配当金としてお返しする仕組みとなっています。



〈参考〉
現行制度の2020年度の配当実績

グループ保険	約24.3%
(お支払い保険金額 4億8,700万円)	
アルファ	約15.1%
(お支払い保険金額 2億415万円)	

多くの
ご遺族の
お役に
立ちました

※1年ごとに収支計算し、剰余金が生じた場合は配当金として還付します。配当率は、今後変動することがありますので記載の配当金額は将来のお支払いを約束するものではありません。配当率はお支払い時期の前年度決算により決定しますので、将来お支払いする配当金額は現時点では確定していません。

ポイント **6** 遺族ガイダンスで**精神的サポート**を

ご加入者が万一亡くなられた場合、保険金の給付といった経済的サポートだけでなくご遺族の精神的なサポートを実施しています。

遺族ガイダンス

- 請求手続きのご説明
- 「家計収支推移表」による今後30年間の収入と支出の分析と、収支状況に対するアドバイス
- 「ライフガイド」による公的給付案内、税金等のご説明



MY生活応援ネット

みなさんに万一（死亡・高度障害）のことがあった場合、残されたご家族の当面の不安を少しでも軽減できるよう記載のサービスをご利用いただけます。

【24時間健康・医療相談】看護師、保健師、管理栄養士などのヘルスアドバイザーと顧問医が責任をもって回答いたします。

- 1. 電話相談（フリーダイヤル、無料）

【メンタルヘルス相談】

- 1. 電話相談（フリーダイヤル、無料） 臨床心理士が電話にてカウンセリングを行います。
- 2. 面談相談（年間5回まで無料、6回目から有料になります） 臨床心理士が面談によるカウンセリングを行います。

【FP相談】相続やライフプランについてFP技能士、CFP資格取得者をご遺族の疑問・相談に回答いたします。

- 1. 電話相談（フリーダイヤル、無料）
- 2. 面談相談（有料、割引料金にて提供）

※高度障害保険金をお受け取りの際には上記に加え、以下のサービスがご利用いただけます。

【障がい相談】身体の障がいに関する様々な相談に社会福祉士やケアマネジャーの資格を持つ相談員が無料でお応えいたします。

- 1. 電話相談（フリーダイヤル、無料）

統合にあたっての留意事項

重要

申込書の提出について

制度統合にともない保障内容および保険料が変わります。全員、申込書にて申込金額（コース）、受取人をご指定ください。



ご注意 申込書の提出がないと更新処理ができません。

※制度統合により、現行のアルファは2021年12月31日をもって契約終了となります。

※現行のグループ保険ご加入者についても、必ず申込書にて新コースへの変更手続きが必要です。

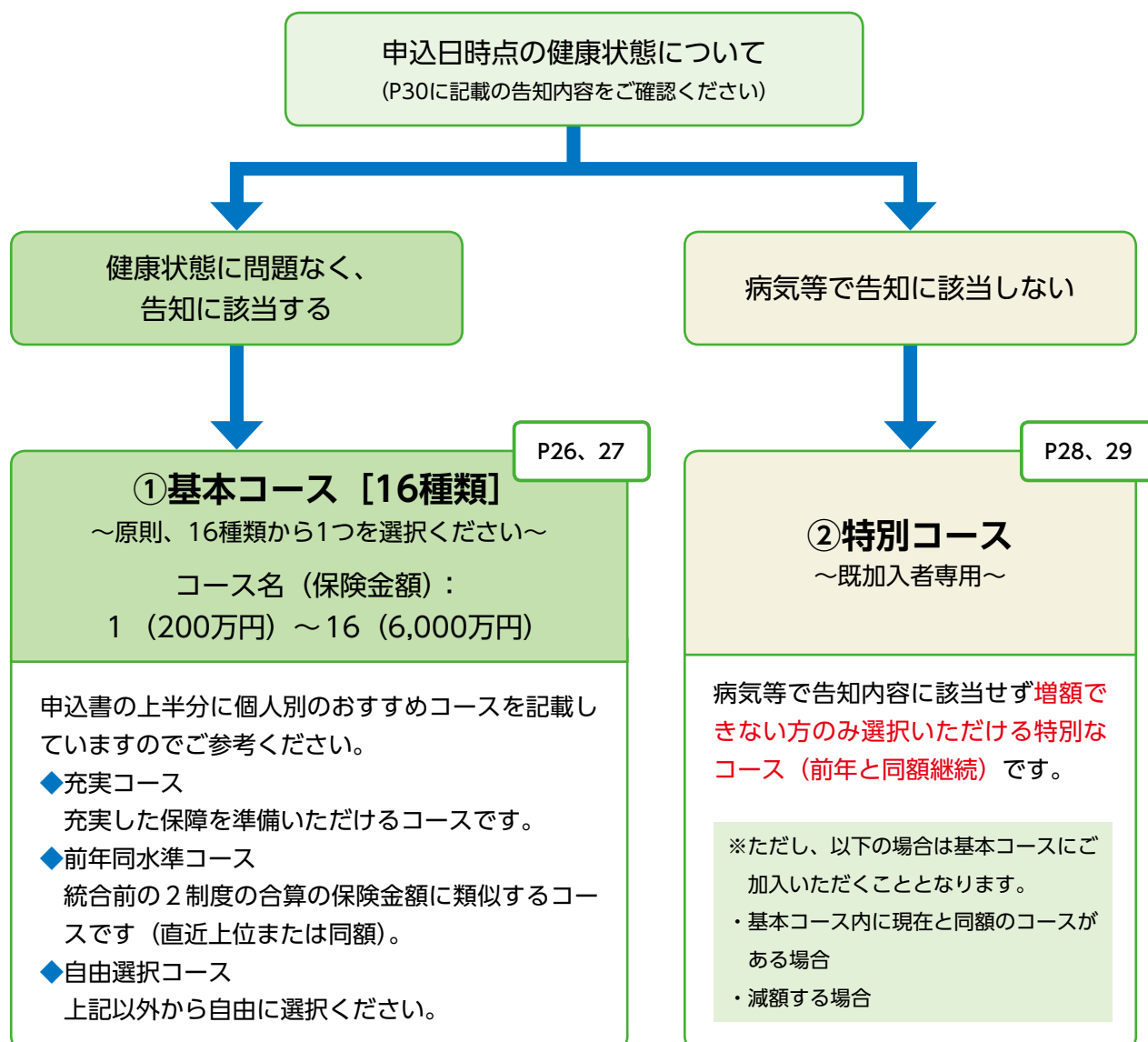
コースについて～既加入者の方は必ずご確認ください～

【旧グループ保険、旧アルファのいずれかまたは両方に加入されている方】

ライフへの移行にあたっては、原則「基本コース」に全員ご加入いただくこととなります。

※例外として「病気等で、告知に該当しない」方専用、現在の加入保険金額と同額で継続可能な「特別コース」を準備しております。コースの選択に関しては、以下のフローチャートをご覧ください。

●ライフ移行時のフローチャート



受取人の設定について～必ずご確認ください～

現行のグループ保険で設定している受取人が優先して引き継がれます。**アルファの内容は引き継がれません**。申込書にてあらためてご指定をお願いします。

※指定がない場合は「約款順位」^(注)となります。

	ケース	いままで		これから
		グループ保険 ⇒引き継がれます	アルファ ⇒引き継がれません	ライフ
①	グループとアルファで受取人が異なる	配偶者	指定なし	配偶者
②	グループとアルファで受取人が異なる	子	配偶者	子
③	アルファ単独加入	－ (未加入)	配偶者	※新たに指定が必要
④	グループ保険単独加入	配偶者	－ (未加入)	配偶者

(注) 約款順位とは

受取人コードおよび受取人氏名の記入がない場合（継続加入者で現在のコードが「0」の場合を含みます）は下記の順位になります。

1：配偶者 2：子（死亡している場合の孫を含む） 3：父母 4：祖父母 5：兄弟姉妹

組合員の皆さまにご留意いただきたいこと

1. 期間途中の新規加入、中途脱退、コース変更はできません

・原則、保険期間中の脱退はできませんのでご注意ください。退職やお子さまの独立の場合ご希望により保険期間中の脱退を受付けます。なお、中途脱退の場合、配当金はありません。

※ただし、保険金受取人の変更は保険期間の途中でも可能です。

2. 新規加入、保険金額の増額ができるのは保険年齢60歳以下の現職組合員のみです

OB組合員の方および61歳以上の方は、新規加入、増額（配偶者・子どもを含む）ができませんので、現職の早いうちに必要保障額にご加入ください。

3. 年齢によって加入できる保険金額に制限があります

・該当する保険年齢になった際は、申込書にて上限以下に手続きをお願いします。

○組合員本人：上限6,000万円

○配偶者：上限1,500万円

保険年齢	いままで				これから	
	本人		配偶者		本人	配偶者
	グループ保険	アルファ	グループ保険	アルファ		
15歳～60歳	4,000万円まで	2,350万円まで	1,000万円まで	300万円コースのみ	6,000万円まで	1,500万円まで
61歳～70歳	1,000万円まで	加入不可	1,000万円まで	加入不可	1,000万円まで	1,000万円まで
71歳～75歳	500万円まで	加入不可	500万円まで	加入不可	500万円まで	500万円まで
76歳～80歳	加入不可	加入不可	加入不可	加入不可	300万円まで	300万円まで

4. ご家族で加入の際はご注意ください

・配偶者・子どもの保険金額は、組合員本人と同額以下となります。本人の保険金額を減額する場合は特にご注意ください。

・本人について定められた死亡保険金または高度障害保険金が支払われた場合、または本人が脱退した場合は配偶者・子どもも同時に脱退となります。

・配偶者・子どもだけの加入はできません。本人とセットでご加入ください。

・配偶者は「戸籍上の配偶者」であり、内縁の妻等は配偶者に含まれません。

・子どもを加入させるときは、加入資格のある子ども全員が同額で一律加入する必要があります。

意向確認【ご加入前のご確認】 ライフは以下の保障の確保を主な目的とする生命保険です。ご加入にあたってはご意向

- 死亡・高度障害の場合、死亡・高度障害保険金を（一時金または分割給付金として）お支払いします。

基本

保障内容と

原則、全員下表の1コース(200万円)～16コース(6,000万円)へ移行いただきます。(配偶者は200万円～1,500万円となります)

● 死亡・高度障害のとき

区分① 15歳～60歳

(単位：円)

申込コース(本人)	保険金額 (年金原資) [死亡・高度障害保険金]	15～35歳 (\$61.7.2～H19.7.1)		36～40歳 (\$56.7.2～\$61.7.1)		41～45歳 (\$51.7.2～\$56.7.1)		46～50歳 (\$46.7.2～\$51.7.1)		51～55歳 (\$41.7.2～\$46.7.1)		56～60歳 (\$36.7.2～\$41.7.1)	
		男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性
16	6,000万円	13,500	12,600	14,220	13,680	15,360	14,280	17,280	15,720	20,160	17,400	24,300	19,140
15	5,500万円	12,375	11,550	13,035	12,540	14,080	13,090	15,840	14,410	18,480	15,950	22,275	17,545
14	5,000万円	11,250	10,500	11,850	11,400	12,800	11,900	14,400	13,100	16,800	14,500	20,250	15,950
13	4,500万円	10,125	9,450	10,665	10,260	11,520	10,710	12,960	11,790	15,120	13,050	18,225	14,355
12	4,000万円	9,000	8,400	9,480	9,120	10,240	9,520	11,520	10,480	13,440	11,600	16,200	12,760
11	3,500万円	7,875	7,350	8,295	7,980	8,960	8,330	10,080	9,170	11,760	10,150	14,175	11,165
10	3,000万円	6,750	6,300	7,110	6,840	7,680	7,140	8,640	7,860	10,080	8,700	12,150	9,570
9	2,500万円	5,625	5,250	5,925	5,700	6,400	5,950	7,200	6,550	8,400	7,250	10,125	7,975
8	2,000万円	4,500	4,200	4,740	4,560	5,120	4,760	5,760	5,240	6,720	5,800	8,100	6,380
7	1,500万円	3,375	3,150	3,555	3,420	3,840	3,570	4,320	3,930	5,040	4,350	6,075	4,785
6	1,000万円	2,250	2,100	2,370	2,280	2,560	2,380	2,880	2,620	3,360	2,900	4,050	3,190
5	700万円	1,575	1,470	1,659	1,596	1,792	1,666	2,016	1,834	2,352	2,030	2,835	2,233
4	500万円	1,125	1,050	1,185	1,140	1,280	1,190	1,440	1,310	1,680	1,450	2,025	1,595
3	400万円	900	840	948	912	1,024	952	1,152	1,048	1,344	1,160	1,620	1,276
2	300万円	675	630	711	684	768	714	864	786	1,008	870	1,215	957
1	200万円	450	420	474	456	512	476	576	524	672	580	810	638

● こども (3歳～22歳)

年齢	保険金額 (死亡・高度障害保険金)	月額保険料
3～22歳 (H11.7.2～R1.7.1)	400万円	一律280円
	300万円	一律210円
	200万円	一律140円

- ・ 本人は1～16コースより1つ、配偶者は200万円～1500万円より1つを選択してください。
- ・ 年齢は保険年齢です。保険年齢は2022年1月1日現在の満年齢を基に1年未満の端数について6ヵ月以下は切り捨て、6ヵ月超は切り上げた年齢を言います。
- (例) 保険年齢40歳＝満39歳6ヵ月を超え満40歳6ヵ月まで。更新時に該当する年齢区分が変わる場合、保険料は前年度と変わります。
- ・ 記載の保険料は概算であって正規保険料は申込締切後3ヵ月以内に算出し概算保険料と異なった場合には初回に遡って精算いたします。正規保険料が確定次第、東北電力生協ホームページに掲載いたしますのでご確認ください。
- ・ こどもを加入させるときは、加入資格のあるこどもは全員の加入が必要です。なお、保険金額は一律同額での加入となります。

コース変更イメージ

いままで

これから

加入例① 29歳男性 (本人)

	グループ保険	アルファ	合計
コース(保険金額)	300万円	L(355万円)	655万円
月額保険料	780円	504円	1,284円

	ライフ	現行との差額
コース(保険金額)	5コース(700万円)	+45万円
月額保険料	1,575円	+291円

現在の加入金額に近いコースを選択 ⇒ 保険料は現在より上がりますが保険金額も上がるパターンです。

加入例② 48歳男性 (本人)

	グループ保険	合計
コース(保険金額)	1,000万円	1,000万円
月額保険料	3,160円	3,160円

	ライフ	現行との差額
コース(保険金額)	6コース(1000万円)	±0万円
月額保険料	2,880円	-280円

グループ保険のみ加入 ⇒ 統合後も保険金額は同額ですが保険料が下がるパターンです。

加入例③ 43歳男性 (本人)、40歳女性 (配偶者)

	家族区分	グループ保険	アルファ	合計
コース(保険金額)	本人	2,000万円	E(915万円)	2,915万円
	配偶者	1,000万円	-	1,000万円
月額保険料	本人	5,760円	1,556円	7,316円
	配偶者	2,630円	-	2,630円
家族合計(本人+配偶者)				9,946円

	家族区分	ライフ	現行との差額
コース(保険金額)	本人	10コース(3,000万円)	+85万円
	配偶者	1,000万円	±0万円
月額保険料	本人	7,680円	+364円
	配偶者	2,280円	-350円
	家族合計(本人+配偶者)	9,960円	+14円

本人+配偶者で加入 ⇒ 本人の保険料が上がりますが配偶者は下がる見込みなので、家族合計だと差額が抑えられるパターンです。

に沿った内容か、ご確認の上お申込みください。

※入院、手術等の保障はございません。

月額保険料(概算)

区分② 61歳～70歳

(単位：円)

申込コース (本人)	保険金額 (年金原資) [死亡・高度障害保険金]	61～65歳 (\$31.7.2～\$36.7.1)		66～70歳 (\$26.7.2～\$31.7.1)		
		男性	女性	男性	女性	
本人	6	1,000万円	5,220	3,630	6,870	4,260
	5	700万円	3,654	2,541	4,809	2,982
	4	500万円	2,610	1,815	3,435	2,130
	3	400万円	2,088	1,452	2,748	1,704
	2	300万円	1,566	1,089	2,061	1,278
1	200万円	1,044	726	1,374	852	

〈ご注意〉

- 年齢により保険金額に制限があります(P25参照)
- ・区分② 満60歳6ヵ月を超え、満70歳6ヵ月までの方
保険金額1,000万円が上限
 - ・区分③ 満70歳6ヵ月を超え、満75歳6ヵ月までの方
保険金額500万円が上限
 - ・区分④ 満75歳6ヵ月を超え、満80歳6ヵ月までの方
保険金額300万円が上限

区分③ 71歳～75歳

(単位：円)

申込コース (本人)	保険金額 (年金原資) [死亡・高度障害保険金]	71歳 (\$25.7.2～\$26.7.1)		72歳 (\$24.7.2～\$25.7.1)		73歳 (\$23.7.2～\$24.7.1)		74歳 (\$22.7.2～\$23.7.1)		75歳 (\$21.7.2～\$22.7.1)		
		男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	
本人	4	500万円	4,210	2,530	4,565	2,715	4,970	2,930	5,445	3,170	6,000	3,425
	3	400万円	3,368	2,024	3,652	2,172	3,976	2,344	4,356	2,536	4,800	2,740
	2	300万円	2,526	1,518	2,739	1,629	2,982	1,758	3,267	1,902	3,600	2,055
	1	200万円	1,684	1,012	1,826	1,086	1,988	1,172	2,178	1,268	2,400	1,370

区分④ 76歳～80歳

(単位：円)

申込コース (本人)	保険金額 (年金原資) [死亡・高度障害保険金]	76歳 (\$20.7.2～\$21.7.1)		77歳 (\$19.7.2～\$20.7.1)		78歳 (\$18.7.2～\$19.7.1)		79歳 (\$17.7.2～\$18.7.1)		80歳 (\$16.7.2～\$17.7.1)		
		男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	
本人	2	300万円	3,996	2,232	4,461	2,436	5,010	2,685	5,643	2,985	6,360	3,345
	1	200万円	2,664	1,488	2,974	1,624	3,340	1,790	3,762	1,990	4,240	2,230

※記載以外のコースについて

特別コース(既加入者専用)(P28・29) …告知非該当(=病気等で告知内容にあてはまらないこと)により、増額ができない方が同額継続いただける特別なコースです。

●受取方法について

ご請求時に下記3パターンから選択が可能です

- ①全額一時金
- ②全額年金(分割給付金)
- ③一時金+年金(分割給付金)

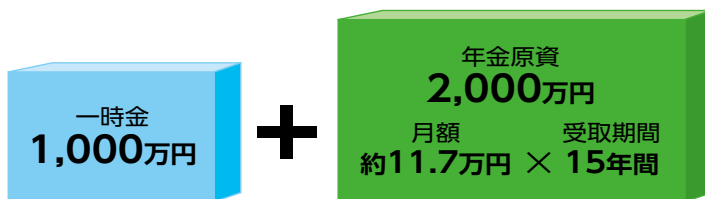
※一時金・年金の割合や受取年数は一定の条件のもと自由に選択可能です。

Check!

ご請求時に
受取方法が選べます

受取方法の一例

- 保険金額3,000万円(10コース)
- ③一時金+年金(分割給付金)で受け取った場合



・記載の年金額はパンフレット作成時点の明治安田生命の基礎率(予定率、予定死亡率、予定事業費率等)で計算しています。実際の支給月額は年金基金設定時に引受会社が定める基礎率および引受金額により決定しますので、記載の額を下回る可能性もあります。

●年金受取方法について

1. 年金の種類と型 ●年金支払期間は、支払請求時に2年以上30年以内で選択いただけます。(定額型または2%の単利逓増型で選択できます。本冊子の表記は定額型で案内しています。)
2. 配当金 ●年金支払開始後の配当金は、増加年金の買増に充当します。
3. 年金受取人 ●保険金等の受取人です。なお、年金支払開始後は年金受取人の変更はできません。●支払期間中に年金受取人が死亡したときは、残存支払期間の未払年金現価をその相続人に一括してお支払いいたします。
4. 年金のお支払い ●年金受取人へのお支払いは、毎年1回、2回、4回受取りのいずれかです。●年金のお支払日は、年金支払月の応当日(15日)です。●年金支払開始後、年金受取人から残存支払期間分の一括払の申し出があった場合は、未払年金現価をお支払します。
5. 年金払の対象となる保険金 ●団体定期保険の主契約保険金の全部または一部。ただし、年金年額が、年1回払いのとき12万円未満、年2回・4回払いのとき36万円未満の場合はお取扱いできません。

秋の保険・共済
募集商品

ライフ
東北電力養老年金保険

リリーフ
総合医療保障プラン

終身医療保険ハート
終身医療保障ハート

がん保険

スーパー介護
年金プランタイプ

親子の
ちから

火災共済

地震保険
付き火災保険

その他の
制度商品

団体扱
自動車保険

団体
保険ゴルフ

重要

記入例

こちらのコースは病気等で下記の告知内容に該当せず、増額ができない方のみ選択いただけるコース（前年と同額継続）です。

※既加入者専用ですので、新規加入およびコース変更時に選択できません。

Step 1 「申込日（告知日）現在の就業状態、健康状態について、ご確認ください」

現在の就業状態 本人

病気やけがで休職・休業中でなく、かつ、病気により就業を制限されていません。

(注)「就業を制限」とは、勤務に制限を加える必要のあるもので、勤務先または医師等により労働時間の短縮、出張の制限、時間外労働の制限、労働負荷の制限などを指示されている場合をいいます。

現在の健康状態 配偶者・子ども

医師による治療期間中または、薬の処方期間中ではありません。

(注)①「治療」には、指示・指導を含みます。

②「医師による治療期間」は初診から終診（医師の判断によるもの）までの期間をいいます。

Step 2 過去12ヵ月以内の健康状態について、ご確認ください

申込日（告知日）より起算して過去12ヵ月以内に、別表記載の病気により連続して14日以上入院をしたことはありません。

【別表】がん、肉腫、悪性腫瘍、白血病、脳出血、脳こうそく、くも膜下出血、てんかん、狭心症、心筋こうそく、心臓弁膜症、先天性心臓病、心筋症、不整脈、高血圧症、胃かいよう、十二指腸かいよう、肝炎、肝硬変、腎炎、ネフローゼ、腎不全、子宮筋腫、糖尿病

はい、該当します（健康状態問題なし）
⇒P26、27の基本コースからご選択ください

いいえ、該当しません
⇒同額以下にてご継続ください

●月額保険料（概算）

(単位：円)

コース名	保険金額 (万円)	15～35歳 (S61.7.2～H19.7.1)		36～40歳 (S56.7.2～S61.7.1)		41～45歳 (S51.7.2～S56.7.1)		46～50歳 (S46.7.2～S51.7.1)		51～55歳 (S41.7.2～S46.7.1)		56～60歳 (S36.7.2～S41.7.1)	
		男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性
17	355	799	746	841	809	909	845	1,022	930	1,193	1,030	1,438	1,132
18	555	1,249	1,166	1,315	1,265	1,421	1,321	1,598	1,454	1,865	1,610	2,248	1,770
19	595	1,339	1,250	1,410	1,357	1,523	1,416	1,714	1,559	1,999	1,726	2,410	1,898
20	650	1,463	1,365	1,541	1,482	1,664	1,547	1,872	1,703	2,184	1,885	2,633	2,074
21	655	1,474	1,376	1,552	1,493	1,677	1,559	1,886	1,716	2,201	1,900	2,653	2,089
22	755	1,699	1,586	1,789	1,721	1,933	1,797	2,174	1,978	2,537	2,190	3,058	2,408
23	795	1,789	1,670	1,884	1,813	2,035	1,892	2,290	2,083	2,671	2,306	3,220	2,536
24	850	1,913	1,785	2,015	1,938	2,176	2,023	2,448	2,227	2,856	2,465	3,443	2,712
25	855	1,924	1,796	2,026	1,949	2,189	2,035	2,462	2,240	2,873	2,480	3,463	2,727
26	895	2,014	1,880	2,121	2,041	2,291	2,130	2,578	2,345	3,007	2,596	3,625	2,855
27	915	2,059	1,922	2,169	2,086	2,342	2,178	2,635	2,397	3,074	2,654	3,706	2,919
28	950	2,138	1,995	2,252	2,166	2,432	2,261	2,736	2,489	3,192	2,755	3,848	3,031
29	995	2,239	2,090	2,358	2,269	2,547	2,368	2,866	2,607	3,343	2,886	4,030	3,174
30	1,050	2,363	2,205	2,489	2,394	2,688	2,499	3,024	2,751	3,528	3,045	4,253	3,350
31	1,095	2,464	2,300	2,595	2,497	2,803	2,606	3,154	2,869	3,679	3,176	4,435	3,493
32	1,115	2,509	2,342	2,643	2,542	2,854	2,654	3,211	2,921	3,746	3,234	4,516	3,557
33	1,150	2,588	2,415	2,726	2,622	2,944	2,737	3,312	3,013	3,864	3,335	4,658	3,669
34	1,215	2,734	2,552	2,880	2,770	3,110	2,892	3,499	3,183	4,082	3,524	4,921	3,876
35	1,240	2,790	2,604	2,939	2,827	3,174	2,951	3,571	3,249	4,166	3,596	5,022	3,956
36	1,315	2,959	2,762	3,117	2,998	3,366	3,130	3,787	3,445	4,418	3,814	5,326	4,195
37	1,355	3,049	2,846	3,211	3,089	3,469	3,225	3,902	3,550	4,553	3,930	5,488	4,322
38	1,415	3,184	2,972	3,354	3,226	3,622	3,368	4,075	3,707	4,754	4,104	5,731	4,514
39	1,440	3,240	3,024	3,413	3,283	3,686	3,427	4,147	3,773	4,838	4,176	5,832	4,594
40	1,540	3,465	3,234	3,650	3,511	3,942	3,665	4,435	4,035	5,174	4,466	6,237	4,913
41	1,560	3,510	3,276	3,697	3,557	3,994	3,713	4,493	4,087	5,242	4,524	6,318	4,976
42	1,580	3,555	3,318	3,745	3,602	4,045	3,760	4,550	4,140	5,309	4,582	6,399	5,040
43	1,595	3,589	3,350	3,780	3,637	4,083	3,796	4,594	4,179	5,359	4,626	6,460	5,088
44	1,650	3,713	3,465	3,911	3,762	4,224	3,927	4,752	4,323	5,544	4,785	6,683	5,264
45	1,700	3,825	3,570	4,029	3,876	4,352	4,046	4,896	4,454	5,712	4,930	6,885	5,423
46	1,740	3,915	3,654	4,124	3,967	4,454	4,141	5,011	4,559	5,846	5,046	7,047	5,551

(単位：円)

コース名	保険金額 (万円)	15～35歳 (S61.7.2～H19.7.1)		36～40歳 (S56.7.2～S61.7.1)		41～45歳 (S51.7.2～S56.7.1)		46～50歳 (S46.7.2～S51.7.1)		51～55歳 (S41.7.2～S46.7.1)		56～60歳 (S36.7.2～S41.7.1)	
		男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性
47	1,780	4,005	3,738	4,219	4,058	4,557	4,236	5,126	4,664	5,981	5,162	7,209	5,678
48	1,800	4,050	3,780	4,266	4,104	4,608	4,284	5,184	4,716	6,048	5,220	7,290	5,742
49	1,855	4,174	3,896	4,396	4,229	4,749	4,415	5,342	4,860	6,233	5,380	7,513	5,917
50	1,900	4,275	3,990	4,503	4,332	4,864	4,522	5,472	4,978	6,384	5,510	7,695	6,061
51	1,915	4,309	4,022	4,539	4,366	4,902	4,558	5,515	5,017	6,434	5,554	7,756	6,109
52	1,980	4,455	4,158	4,693	4,514	5,069	4,712	5,702	5,188	6,653	5,742	8,019	6,316
53	2,060	4,635	4,326	4,882	4,697	5,274	4,903	5,933	5,397	6,922	5,974	8,343	6,571
54	2,080	4,680	4,368	4,930	4,742	5,325	4,950	5,990	5,450	6,989	6,032	8,424	6,635
55	2,095	4,714	4,400	4,965	4,777	5,363	4,986	6,034	5,489	7,039	6,076	8,485	6,683
56	2,100	4,725	4,410	4,977	4,788	5,376	4,998	6,048	5,502	7,056	6,090	8,505	6,699
57	2,150	4,838	4,515	5,096	4,902	5,504	5,117	6,192	5,633	7,224	6,235	8,708	6,859
58	2,200	4,950	4,620	5,214	5,016	5,632	5,236	6,336	5,764	7,392	6,380	8,910	7,018
59	2,240	5,040	4,704	5,309	5,107	5,734	5,331	6,451	5,869	7,526	6,496	9,072	7,146
60	2,280	5,130	4,788	5,404	5,198	5,837	5,426	6,566	5,974	7,661	6,612	9,234	7,273
61	2,300	5,175	4,830	5,451	5,244	5,888	5,474	6,624	6,026	7,728	6,670	9,315	7,337
62	2,350	5,288	4,935	5,570	5,358	6,016	5,593	6,768	6,157	7,896	6,815	9,518	7,497
63	2,355	5,299	4,946	5,581	5,369	6,029	5,605	6,782	6,170	7,913	6,830	9,538	7,512
64	2,400	5,400	5,040	5,688	5,472	6,144	5,712	6,912	6,288	8,064	6,960	9,720	7,656
65	2,415	5,434	5,072	5,724	5,506	6,182	5,748	6,955	6,327	8,114	7,004	9,781	7,704
66	2,550	5,738	5,355	6,044	5,814	6,528	6,069	7,344	6,681	8,568	7,395	10,328	8,135
67	2,560	5,760	5,376	6,067	5,837	6,554	6,093	7,373	6,707	8,602	7,424	10,368	8,166
68	2,580	5,805	5,418	6,115	5,882	6,605	6,140	7,430	6,760	8,669	7,482	10,449	8,230
69	2,595	5,839	5,450	6,150	5,917	6,643	6,176	7,474	6,799	8,719	7,526	10,510	8,278
70	2,600	5,850	5,460	6,162	5,928	6,656	6,188	7,488	6,812	8,736	7,540	10,530	8,294
71	2,650	5,963	5,565	6,281	6,042	6,784	6,307	7,632	6,943	8,904	7,685	10,733	8,454
72	2,740	6,165	5,754	6,494	6,247	7,014	6,521	7,891	7,179	9,206	7,946	11,097	8,741
73	2,780	6,255	5,838	6,589	6,338	7,117	6,616	8,006	7,284	9,341	8,062	11,259	8,868
74	2,850	6,413	5,985	6,755	6,498	7,296	6,783	8,208	7,467	9,576	8,265	11,543	9,092
75	2,900	6,525	6,090	6,873	6,612	7,424	6,902	8,352	7,598	9,744	8,410	11,745	9,251
76	2,915	6,559	6,122	6,909	6,646	7,462	6,938	8,395	7,637	9,794	8,454	11,806	9,299
77	3,060	6,885	6,426	7,252	6,977	7,834	7,283	8,813	8,017	10,282	8,874	12,393	9,761
78	3,080	6,930	6,468	7,300	7,022	7,885	7,330	8,870	8,070	10,349	8,932	12,474	9,825
79	3,100	6,975	6,510	7,347	7,068	7,936	7,378	8,928	8,122	10,416	8,990	12,555	9,889
80	3,240	7,290	6,804	7,679	7,387	8,294	7,711	9,331	8,489	10,886	9,396	13,122	10,336
81	3,280	7,380	6,888	7,774	7,478	8,397	7,806	9,446	8,594	11,021	9,512	13,284	10,463
82	3,350	7,538	7,035	7,940	7,638	8,576	7,973	9,648	8,777	11,256	9,715	13,568	10,687
83	3,400	7,650	7,140	8,058	7,752	8,704	8,092	9,792	8,908	11,424	9,860	13,770	10,846
84	3,560	8,010	7,476	8,437	8,117	9,114	8,473	10,253	9,327	11,962	10,324	14,418	11,356
85	3,580	8,055	7,518	8,485	8,162	9,165	8,520	10,310	9,380	12,029	10,382	14,499	11,420
86	3,600	8,100	7,560	8,532	8,208	9,216	8,568	10,368	9,432	12,096	10,440	14,580	11,484
87	3,740	8,415	7,854	8,864	8,527	9,574	8,901	10,771	9,799	12,566	10,846	15,147	11,931
88	3,780	8,505	7,938	8,959	8,618	9,677	8,996	10,886	9,904	12,701	10,962	15,309	12,058
89	3,850	8,663	8,085	9,125	8,778	9,856	9,163	11,088	10,087	12,936	11,165	15,593	12,282
90	3,900	8,775	8,190	9,243	8,892	9,984	9,282	11,232	10,218	13,104	11,310	15,795	12,441
91	3,915	8,809	8,222	9,279	8,926	10,022	9,318	11,275	10,257	13,154	11,354	15,856	12,489
92	4,100	9,225	8,610	9,717	9,348	10,496	9,758	11,808	10,742	13,776	11,890	16,605	13,079
93	4,350	9,788	9,135	10,310	9,918	11,136	10,353	12,528	11,397	14,616	12,615	17,618	13,877
94	4,600	10,350	9,660	10,902	10,488	11,776	10,948	13,248	12,052	15,456	13,340	18,630	14,674
95	4,850	10,913	10,185	11,495	11,058	12,416	11,543	13,968	12,707	16,296	14,065	19,643	15,472
96	4,900	11,025	10,290	11,613	11,172	12,544	11,662	14,112	12,838	16,464	14,210	19,845	15,631
97	5,100	11,475	10,710	12,087	11,628	13,056	12,138	14,688	13,362	17,136	14,790	20,655	16,269
98	5,350	12,038	11,235	12,680	12,198	13,696	12,733	15,408	14,017	17,976	15,515	21,668	17,067
99	5,850	13,163	12,285	13,865	13,338	14,976	13,923	16,848	15,327	19,656	16,965	23,693	18,662

●配偶者コース

(単位：円)

保険金額 (万円)	16～35歳 (S61.7.2～H18.7.1)		36～40歳 (S56.7.2～S61.7.1)		41～45歳 (S51.7.2～S56.7.1)		46～50歳 (S46.7.2～S51.7.1)		51～55歳 (S41.7.2～S46.7.1)		56～60歳 (S36.7.2～S41.7.1)	
	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性
600	1,350	1,260	1,422	1,368	1,536	1,428	1,728	1,572	2,016	1,740	2,430	1,914
800	1,800	1,680	1,896	1,824	2,048	1,904	2,304	2,096	2,688	2,320	3,240	2,552
1,300	2,925	2,730	3,081	2,964	3,328	3,094	3,744	3,406	4,368	3,770	5,265	4,147

秋の保険・共済
募集商品ライフ
東北電力エネルギー保険リリーフ
総合医療保障プラン報告知医療保険ハート
総合医療保障ハート

がん保険

年々
スーパー介護
プランタイプちからの
親子の

火災共済

付き火災保険
地震保険制度商品
その他の自動車保険
団体扱保険
団体ゴルフ

事項重要

記入例

29

ご加入に際して（共通事項）

●加入資格

本人……東北電力生協の組合員で申込書記載の告知内容に該当し、2022年1月1日現在満14歳6か月を超え、満60歳6か月まで（1961年7月2日～2007年7月1日生）の方。（継続の場合は満80歳6か月までの方。）
配偶者……組合員本人の配偶者で申込書記載の告知内容に該当し、2022年1月1日現在満15歳6か月を超え、満60歳6か月まで（1961年7月2日～2006年7月1日生）の方。（継続の場合は満80歳6か月までの方。）
子ども……本人が扶養する子（健康保険法に定める被扶養者の範囲のうち、子に関する規定を準用します）で申込書記載の告知内容に該当し、2022年1月1日現在満2歳6か月を超え、満22歳6か月まで（1999年7月2日～2019年7月1日生）の方。
※東北電力生協の組合員およびその配偶者・子ども以外の方はご加入いただけませんのでご注意ください。

●告知内容

〈本人〉

【現在の就業状態】 申込日（告知日）現在、病気やけがで休職・休業中でなく、かつ、病気により就業を制限されていません。

（注）「就業を制限」とは、勤務に制限を加える必要のあるもので、勤務先または医師等により労働時間の短縮、出張の制限、時間外労働の制限、労働負荷の制限などを指示されている場合をいいます。

〈配偶者・子ども〉

【現在の健康状態】 申込日（告知日）現在、医師による治療期間中または、薬の処方期間中ではありません。

（注）①「治療」には、指示・指導を含みます。②「医師による治療期間」は初診から終診（医師の判断によるもの）までの期間をいいます。

〈本人・配偶者・子ども共通〉

【過去12ヵ月以内の健康状態】 申込日（告知日）より起算して過去12ヵ月以内に、別表記載の病気により連続して14日以上入院をしたことはありません。

別表	がん、肉腫、悪性腫瘍、白血病、脳出血、脳こうそく、くも膜下出血、てんかん、狭心症、心筋こうそく、心臓弁膜症、先天性心臓病、心筋症、不整脈、高血圧症、胃かいよう、十二指腸かいよう、肝炎、肝硬変、腎炎、ネフローゼ、腎不全、子宮筋腫、糖尿病
----	---

※告知していただいた内容が事実と相違していた場合、保険金をお支払いできない場合があります。

●制度の取扱いについて

〈受取人について〉

死亡保険金の受取人は、被保険者が本人および配偶者の場合は被保険者が指定した方、子どもの場合は保険料負担者（本人）です。高度障害保険金の受取人は被保険者です。

〈保険金のお支払い〉

死亡保険金は保険期間中に死亡した場合に、高度障害保険金は加入日（※）以後に（業務上業務外を問わず）発生した傷害または疾病によって、保険期間中に、所定の高度障害状態になった場合にお支払いします。

◎高度障害状態とは身体障害の程度が加入日（※）以後の傷害または疾病によりつぎの1項目に該当する場合をいいます。

（※）保障額を増額する場合、増額部分について「加入日」を「増額日」と読み替えます。

高度障害状態	1. 両眼の視力を全く永久に失ったもの	5. 両下肢とも、足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
	2. 言語またはそしゃくの機能を全く永久に失ったもの	6. 1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
	3. 中枢神経系・精神または胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの	7. 1上肢の用を全く永久に失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったもの
	4. 両上肢とも、手関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの	

※「常に介護を要するもの」とは食物の摂取、排便・排尿・その後始末、および衣服着脱・起居・歩行・入浴のいずれもが自分ではできず、常に他人の介護を要する状態をいいます。

〈お支払いできない場合について（解除・免責等）〉

◎次のような場合には、保険金のお支払いはできません。（すでにお払い込みいただいた保険料についてもお返しできないことがあります。）

- 告知していただいた内容が事実と相違し、ご契約、またはご契約のその被保険者に対応する部分が告知義務違反により解除となったとき
- 保険料のお払込みがなく、ご契約が失効したとき
- 契約者もしくは被保険者による詐欺の行為を原因として、ご契約、またはご契約のその被保険者に対応する部分が取消しとなったとき（告知義務違反の態様が特に重大な場合には、詐欺としてご契約、またはご契約のその被保険者に対応する部分を取消しとさせていただきます。また、1年経過後にも取消しとなる場合があります。）
- 契約者もしくは被保険者に保険金の不法取得目的があつて、ご契約、またはご契約のその被保険者に対応する部分が無効となったとき
- 契約者、被保険者または受取人が保険金を詐取る目的で事故招致をしたときや暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められたときなど、重大事由に該当し、ご契約、またはご契約のその被保険者に対応する部分が解除となった場合

1 死亡保険金について

- ①被保険者が加入日（※）から1年以内に自殺したとき（ただし、精神の障害によって心神喪失の状態となり、自己の生命を絶つ認識が全くなかったときなどは、死亡保険金をお支払いする場合もあります。）
- ②契約者または死亡保険金受取人の故意によるとき
- ③戦争その他の変乱によるとき（ただし、その程度により全額または削減してお支払いすることがあります。）

（※）保障額を増額する場合、増額部分について「加入日」を「増額日」と読み替えます。

2 高度障害保険金について

- ①被保険者の故意によるとき
- ②契約者または高度障害保険金受取人の故意によるとき
- ③戦争その他の変乱によるとき（ただし、その程度により全額または削減してお支払いすることがあります。）

引受会社の職員または引受会社で委託した確認担当者が、保険金・給付金等のご請求の際、ご請求内容等について確認する場合があります。保険金等のお支払いに関する約款規定については引受保険会社のホームページ（<https://www.meijiyasuda.co.jp/corporation/product/demand/contract/index.html>）をご覧ください。なお、上記ホームページアドレスは、パンフレット作成時点のものを記載しており、今後変更の可能性ががあります。

●保険期間

1年間(2022年1月1日～12月31日)で以後毎年更新いたします。

※保険期間中に脱退等で被保険者としての資格を失った場合には、喪失した月の月末までの保障となります。但し、保険料の払込が条件となりますので、保険料払込最終月の月末までの保障となります。

●保険料

- 東北電力従業員の方…毎月の給与から控除します。(月払い・初回は2022年1月)
- 東北電力従業員以外の方…毎月東北電力生協登録口座から振替いたします。(月払い・初回は2022年1月)

●配当金

1年毎に収支計算を行い、剰余金が生じた場合は、配当金としてお返しする仕組みになっています。

●申込方法

所定の申込書に必要事項を記入・押印の上、ご提出ください。既加入者の方は全員申込書をご提出ください。万一、申込書の提出のない場合は、脱退として取扱います。

●継続加入の取扱い

- 一旦加入すれば以後の更新時に病気であっても前年度と同じ保険金額以内で継続できます。更新の際に、保険金額・受取人等の変更の申し出がない場合も、従前どおりのご加入内容で継続となります。ただし、今年度は、申込書の提出がない場合は、自動脱退となりますのでご注意ください。なお、保険料は毎年の加入状況・年齢により算出し変更します。
- 2022年1月1日時点で満60歳6か月を超え、満70歳6か月までの方は保険金額1,000万円が上限となります。
- 2022年1月1日時点で満70歳6か月を超え、満75歳6か月までの方は保険金額500万円が上限となります。
- 2022年1月時点で満75歳6か月超の方は保険金額300万円が上限となります。

●保険会社からのお願い・ご注意

〈保険金のご請求について〉

- 保険金の支払事由が生じたときは、すみやかにご所属の労働組合および東北電力生協(以下「保険契約者」といいます。)にご連絡のうえ、保険契約者を經由して引受会社にご請求ください。
- 保険金を請求する権利は、お支払事由が発生してから3年間ご請求が無いと、消滅しますのでご注意ください。
- ご請求があった場合で、引受会社が必要と認めるときには医療機関等へ事実の確認に伺う場合があります。

〈改姓、ご家族の異動、受取人の変更等について〉

- ご加入の本人・配偶者・子どもに被保険者としての資格がなくなった場合にはすみやかに保険契約者を經由して引受会社にご通知ください。
- 被保険者の改姓や、死亡保険金受取人の変更等の場合には、すみやかに保険契約者を經由して引受会社にご通知ください。
- 被保険者の遺言により死亡保険金受取人を変更することはできません。
- 死亡保険金受取人の変更は、保険契約者を經由して引受会社へご通知ください(変更内容はその通知が引受会社に到達したとき、保険契約者が通知を発信した日に遡って効力を生じます)。ただし、その通知が引受会社に到達する前に変更前の受取人に保険金をお支払いした場合には、お支払後に変更後の受取人からご請求をうけても保険金をお支払いいたしません。

個人情報に関する取扱いについて〈契約者と生命保険会社からのお知らせ〉

当該保険の運営にあたっては、契約者は加入対象者(被保険者)の個人情報(氏名、性別、生年月日、健康状態等)(以下、「個人情報」といいます。)を取り扱い、契約者が保険契約を締結する生命保険会社(共同取扱会社を含みます。以下同じ。)へ提供いたします。契約者は、当該保険の運営において入手する個人情報を、本保険の事務手続きのため使用いたします。生命保険会社は受領した個人情報を各種保険契約の引受け・継続・維持管理、保険金・給付金等の支払い、子会社・関連会社・提携会社等を含む各種商品・サービスのご案内・提供、ご契約の維持管理、その他保険に関連・付随する業務のため使用(注)し、また、必要に応じて、契約者、他の生命保険会社および再保険会社へ上記目的の範囲内で提供します。なお、今後、個人情報に変更等が発生した際にも、引続き契約者および生命保険会社においてそれぞれ上記に準じ個人情報が取り扱われます。

記載の引受保険会社は、今後、変更する場合がありますが、その場合、個人情報は変更後の引受保険会社に提供されます。

(注)保健医療等の機微(センシティブ)情報については、保険業法施行規則により、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる目的に利用目的が限定されています。

なお、事務幹事会社の個人情報の取扱いにつきましては、ホームページ(<https://www.meijiyasuda.co.jp>)をご参照ください。

—死亡保険金受取人の指定に際しご留意ください—

指定された死亡保険金受取人の個人情報については、上記の加入対象者(被保険者)の個人情報と同様に取扱われますので、お申込みにあたっては、死亡保険金受取人にその旨をご説明いただき、個人情報の取扱いについての同意を取得してください。

「生命保険契約者保護機構」について

引受保険会社は、生命保険契約者保護機構(以下、「保護機構」といいます。)に加入しています。保護機構の会員である生命保険会社が経営破綻に陥った場合、保護機構により、保険契約者保護の措置が図られることがありますが、この場合にも、ご契約時の保険金額、年金額、給付金額等が削減されることがあります。詳細については、保護機構までお問い合わせください。詳しくは、ホームページアドレス「<https://www.seihohogo.jp/>」をご覧ください。

相互会社においては、ご契約者が「社員」(構成員)として会社の運営に参加する仕組みとなっていますが、この契約におけるご契約者は団体であり、ご加入者は被保険者であるため、社員とはなりません。したがって、総代の選出に関する社員の権利等、社員が有する権利はありません。

〈ライフ〉この制度は生命保険会社と締結した年金払特約付子ども特約付団体定期保険に基づき運営します。

引受会社 明治安田生命保険相互会社(事務幹事)・日本生命保険相互会社・第一生命保険株式会社・住友生命保険相互会社

この保険契約は共同取扱契約であり、明治安田生命保険相互会社は他の各引受保険会社の委任を受けて事務を行います。引受保険会社は、それぞれの引受金額により保険契約上の責任を負います。なお、引受保険会社等は変更されることがあります。